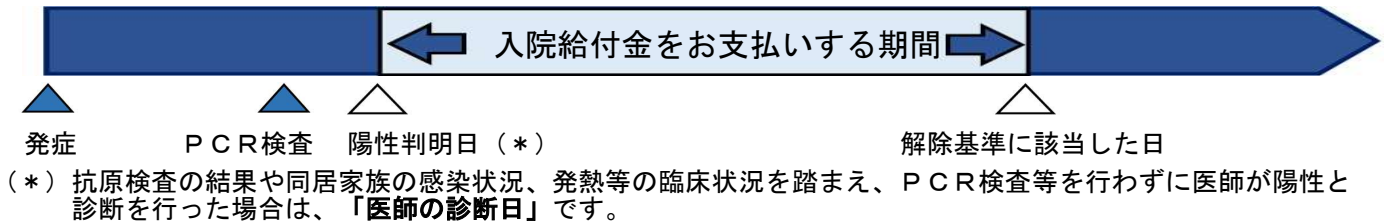


新型コロナウイルス感染症による 宿泊・自宅療養を証明する書類について

入院給付金の対象となる期間

- ◆陽性判明日（*）から厚生労働省の定める解除基準に該当した日がお支払いの対象となります。（療養終了日が不明の場合は、厚生労働省の定める療養期間に準じて、お支払いとなります。）

【自宅療養された場合】（イメージ）



⚠ 給付金等の特別取扱は、2022年9月2日時点の取扱いにつき、今後、変更となる可能性があります。

ご提出いただく書類（療養期間終了後にご提出ください）

- ◆お客様のスマートフォン等での「My HER-SYS*」の“療養証明書”画面
「My HER-SYS*」において、診断年月日等が表示される“療養証明書”画面でお取り扱いいたします。
（“療養証明書”画面を印刷してご提出いただくか、ご提示いただいた上で撮影します）

* 陽性者ご本人がご自身の健康状態を入力できる、厚生労働省が提供する健康管理システムです。

上記がご準備
できない場合



すでに、以下の書類をお持ちの場合は、そちらでもお手続きいただけます。

- ◆保健所が発行する「就業制限通知書」と「就業制限解除通知書」
- ◆保健所等が発行する「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」
- ◆自治体が発行する「宿泊療養証明書」
- ◆保健所が発行する「医療費公費負担通知」

※いずれもコピーでもお取り扱いいたします。

- ◆新型コロナウイルス感染症に罹患したことを示す医療機関や検査センター等が発行する検査結果表

被保険者名・検査日または検査結果判明日の表示があるものに限りませす。

上記がご準備
できない場合



- ◆自治体の健康フォローアップセンター*の受付結果

被保険者名の表示があるものに限りませす。

* 自治体により名称が異なりますので、お住まいの自治体の名称をご確認ください。

- ◆その他、医師が新型コロナウイルス感染症と診断したことがわかる書類

⚠ 宿泊・自宅療養の期間が、厚生労働省の定める療養期間を超えた場合、上記に加えて、療養期間がわかる証明書をご提出ください。

⚠ お客様自ら抗原検査キット等で実施した検査結果のみではご請求いただけません。